知財法務の勘所Q&A (第49回)

デジタルコンテンツプラットフォームの利用規約 (デジタルコンテンツ(著作物)の取扱い)



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 角田 匠吾

Q1 デジタルコンテンツプラットフォームの利用規約に、デジタルコンテンツ(著作物) の取扱いに関する規定を設ける際のポイントを教えてください。

1 デジタルコンテンツプラットフォームの利用者には、デジタルコンテンツを提供する利用者とデジタルコンテンツを享受する利用者がいます。そのため、プラットフォームの運営者は、利用規約にデジタルコンテンツ(著作物)の取扱いに関する規定を設ける際に、提供者との権利関係と、享受者との権利関係をそれぞれ検討することが必要です。

1. デジタルコンテンツプラットフォームとは何か

そもそも、ビジネス用語としてのプラットフォームは、インターネット上で商品等の提供を行う場所を意味し、以下の二つの特徴を有します。

① 多面市場であること

商品等を提供するプラットフォーム利用者の市場と商品等の提供を受けるプラットフォーム 利用者の市場等、複数の市場を有すること

② ネットワーク効果があること

ある市場のプラットフォーム利用者の増加に伴って同じ市場のプラットフォーム利用者にとってのプラットフォームの価値が高まること (直接ネットワーク効果)、又はある市場のプラットフォーム利用者の増加に伴って別の市場のプラットフォーム利用者にとってのプラットフォームの価値が高まること (間接ネットワーク効果)

そして、デジタルコンテンツプラットフォームは、デジタルコンテンツ(映画・音楽等の著作物のデジタルデータ)の提供を行うプラットフォームを意味し、現在、下図のとおり、多数のデジタルコンテンツプラットフォームが存在します。